

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ運営要領

令和元年 7 月 19 日
東日本大震災の復興施策の総括に関する
ワーキンググループ座長決定

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループの開催について（令和元年 7 月 3 日復興推進委員会決定）4. の規定に基づき、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1. ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。
2. ワーキンググループは、座長が招集する。
3. ワーキンググループは、原則として非公開とする。
4. ワーキンググループにおいて配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。
5. 座長は、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。
6. 座長は、議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公表する。ただし、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないとする場合は、座長がワーキンググループの決定を経て非公表とすることができる。